

見守り 新鮮情報

顔の**リフトアップ**が約1万4千円というCMを見て**美容整形外科**に行った。医師ではない人にカウンセリングを受け「年齢的に安価な施術より他の施術と組み合わせた方がよい、約**半額**にできる」などと言われた。症例を見せながら「こんなに変わる、**絶対に失敗はない**」と

強調され、**約50万円**で契約した。リスクの説明はなかった。「**今すぐに**」と勧められ、**当日施術**を受けたが、リフトアップの効果が感じられず**左右のバランスが違った**。

(60歳代)



©Kurosaki Gen

冷静に判断して! 美容医療 サービスのトラブル

ひとこと助言

慎重にね



見守るくん

- 美容医療サービスの施術には身体への危険が伴います。広告等の情報をうのみにせず、他の医療機関や法に基づき設置されている医療安全支援センターでも情報収集を行いましょう。
- 施術を受けるかは、医師から施術内容や料金、効果やリスクなどについて、十分な説明を受けた上で、慎重に判断することが重要です。
- 医師から十分な説明を受けたとしても、美容医療は多くの場合、今すぐに施術する必要はありません。いったん家に戻って落ち着いてから決めましょう。クリニックに行ったその当日に施術を勧められたり「今日契約すれば割引く」などと契約を急かされたりしたら要注意です。
- 施術の内容や期間、金額によっては、クーリング・オフできる場合もあります。困ったことがあれば、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第458号(2023年8月1日)発行：独立行政法人国民生活センター

米子市消費生活相談室

☎0859(35)6566